pwc

中国税務・ビジネスニュースフラッシュ

個人による上場会社譲渡制限持分の譲渡及び外国籍個人の配当金に係る最新徴税政策

2026 年 9 月

第 11 号

概要

2026 年 8 月 28 日、財政部、国家税務総局、中国証券監督管理委員会は「上場会社譲渡制限持分の譲渡に係る個人所得税政策の規範化に関する公告」[1]（財政部 国家税務総局 中国証監会公告[2026]26 号。以下、「26 号公告」）を共同で公布し、個人による上場会社譲渡制限持分の譲渡に係る所得税政策及び徴収管理上の要求事項を整備し、市場ルールを統一しました。26 号公告は同日より施行されています。

また、財政部と国家税務総局は 9 月 1 日付で「外国籍個人の配当金に係る個人所得税政策に関する事項の公告」[2]（財政部 国家税務総局公告[2026]27 号。以下、「27 号公告」）を公布しました。これにより、外国籍個人が外商投資企業から受領する配当金所得に係る個人所得税の暫定免除政策は終了し、当該所得は「利子、配当金、剰余金に係る所得」として認識した上で個人所得税を納付することとなります。27 号公告は同日より適用されています。

本稿では、26 号公告及び 27 号公告の主要な内容を解説するとともに、私どものインサイトを共有します。

詳細内容

一、個人による上場会社譲渡制限持分の譲渡に係る所得税政策の変化とインサイト

2010 年、「財政部 国家税務総局 証監会　個人の上場会社譲渡制限持分の譲渡所得に対する個人所得税徴収の問題に関する通知」[3]（財税［2009］167 号。以下、「167 号通達」）の施行に伴い、個人の上場会社持分譲渡に係る基本的な徴税ルールが明確化されました。すなわち、個人が上場会社の譲渡制限持分を譲渡する場合は財産譲渡所得として 20%の税率を適用して課税され、公募発行及び流通市場から取得した上場会社持分（以下、「流通持分」）の譲渡については暫定的に免税とされました。その後、「国家税務総局　譲渡制限持分の譲渡所得に係る個人所得税の徴収管理業務の徹底に関する通知」[4]（国税発［2010］8 号）、「財政部 国家税務総局 証監会　個人の上場会社譲渡制限持分の譲渡所得に対する個人所得税の徴収に係る問題に関する追加通知」[5]（財税［2010］70 号。以下、「70 号通達」）、「財政部 国家税務総局　証券機構の技術及び制度準備完了後における個人の上場会社譲渡制限持分の譲渡に係る個人所得税の問題に関する通知」[6]（財税［2011］108 号。以下、「108 号通達」）、「国家税務総局 財政部 中国証監会　個人の上場会社譲渡制限持分の譲渡所得に係る個人所得税の関連徴税管理サービス事項のさらなる整備に関する公告」[7]（国家税務総局 財政部 中国証監会公告［2024］14 号）などが相次いで公布され、徴税政策を細分化するとともに、証券機構の技術面や制度面での整備が進んだことに伴って徴税管理規定を最適化し、上場会社譲渡制限持分の譲渡に係る個人所得税政策の枠組みが形成されました。近年、中国における資本市場は日増しに発展し、個人の参入も増加しています。今回の 26 号公告の公布により、この政策の枠組みに対して体系的な整備が行われ、税収面から個人の上場会社譲渡制限持分の譲渡に関する更なる規範化が図られました。

1. 譲渡制限持分の課税範囲の調整により、譲渡制限持分及びそれに派生する持分無償割当分がすべて課税対象の譲渡制限持分に該当することを明確化

従来の政策の枠組みにおいて、課税対象となる上場会社の譲渡制限持分には、譲渡制限持分及びその上場初日（又は持分制度改革完了後の持分取引再開日）から制限解除日までの期間に派生した持分無償割当分が含まれ、譲渡制限解除後に派生した持分無償割当分は含まれず、個人が後者の持分を譲渡する場合、通常は流通持分の譲渡に係る免税政策が適用されていました。また、譲渡制限の解除前に持分無償割当て、分割又は併合が発生した場合、70 号通達の規定に基づき、譲渡制限持分の取得原価は比例的に調整することとされていました。

26 号公告は、譲渡制限持分の課税範囲を調整し、譲渡制限持分が制限解除日後に派生し、かつ公告施行後に登記された持分無償割当分は課税対象の譲渡制限持分に該当することを明確化しました。個人がこれを譲渡する場合も、財産譲渡所得として 20%の税率を適用して個人所得税を納付する必要があります。これに伴い、26 号公告は譲渡制限持分に持分無償割当て転換又は併合が発生した場合の取得原価の調整ルールを整備し、譲渡制限の解除前か解除後かの区別を廃止することで、課税基礎の完全性と連続性を確保しました。

個人が上場会社譲渡制限持分を譲渡する際の個人所得税に係る処理について、以下の例を用いて新旧政策の変更点を説明します。前提は以下のとおりです。

個人が上場会社の譲渡制限持分 100 万株を保有し、取得原価は 2 元／株とします。持分の譲渡制限解除から 15 か月後、上場会社が剰余積立金を資本金に振り替え、10 株につき 10 株の割合で持分無償割当を実施し、割当前の持分市場価格は 40 元／株、割当後の市場価格は 20 元／株とします。その後、個人は直ちに全ての譲渡制限持分を売却しました（持分譲渡に係るその他の税金は考慮しない）。

	従来の政策を適用		26 号公告の政策を適用	
	旧譲渡制限持分	割当新持分	旧譲渡制限持分	割当新持分
譲渡制限持分数（a）	100 万株	100 万株	100 万株	100 万株
持分取得原価（b）	2 元／株	0 元／株（注 1）	1 元／株（注 2）	1 元／株（注 2）
売却： 譲渡制限持分数（c）	100 万株	100 万株	100 万株	100 万株
市場価格（d）	20 元／株		20 元／株	
課税収入（e＝c×d）	2,000 万元	0（注 3）	2,000 万元	2,000 万元
取得原価（f＝c×b）	200 万元	0	100 万元	100 万元
課税所得額（g＝e－f）	1,800 万元	0	1,900 万元	1,900 万元
納税額（h＝g×20%）	360 万元	0	380 万元	380 万元
納税額合計	360 万元		760 万元	

注 1:70 号通達によると、譲渡制限解除後の持分無償割当ての発生時、譲渡制限持分の取得原価は調整不要。

注 2:26 号公告によると、譲渡制限解除後の持分無償割当て発生時、譲渡制限持分の取得原価は比例的に調整され、調整後の取得原価は 1 元／株、すなわち（100 万株×2 元）÷（100 万株+100 万株）。

注 3:167 号通達によると、譲渡制限解除後の持分無償割当分は課税対象の譲渡制限持分に該当せず、譲渡時には免税政策が適用される。

2. 譲渡制限持分の取得原価の初回申告の強化、個人所得税の源泉徴収・確定申告制度の整備

167 号通達では、納税者が完全かつ真実性のある譲渡制限持分の取得原価に関する証憑を提出できず、当該取得原価を正確に計算できない場合、一律に譲渡制限持分の譲渡収入の 15%で取得原価を計算し、合理的な納税額を算定することとされていました。証券機構の技術面及び制度面での準備が整ったことにより、108 号通達は譲渡制限持分の取得原価の初回申告要件を明確化し、2012 年 3 月 1 日以降の新規上場会社は、証券登

記決済会社に持分の初回登記を申請する際、個人の譲渡制限持分株主が提供する譲渡制限持分の取得原価に関する詳細資料及び会計士事務所又は税理士事務所がこれに対して発行した保証報告書を併せて申告するものとされました。

取得原価に関する資料及び保証報告書を提出できない場合、108 号通達では、証券登記決済会社が実際の譲渡収入の 15%で譲渡制限持分の譲渡取得原価を算定し、持分譲渡所得の個人所得税を計算して源泉徴収することを認めています。このため、個人が取得した譲渡制限持分の取得原価が、実際の譲渡収入の 15%を下回る場合、取得原価の初回申告を行っていないと、譲渡時に算定された譲渡原価に基づき課税されることから、個人所得税の過少納付につながる可能性がありました。

一方、26 号公告では、108 号通達に規定している譲渡制限持分の取得原価の初回申告要件を強調しており、規定どおりに申告しなかった場合の個人所得税の源泉徴収ルールを調整し、確定申告の要件を明確化しています。個人が譲渡制限持分を譲渡する際、公告施行後に上場会社持分の初回登記を行い、かつ規定どおりに譲渡制限持分の取得原価を申告しなかったものについて、証券機構は譲渡収入の 15%で取得原価を算定する方法を適用せず、譲渡収入の全額に対して 20%の税率を適用して個人所得税を源泉徴収する必要があります。公告施行前の時点ですでに初回登記を完了したものの取得原価を申告していない既存の譲渡制限持分に関して、公告は経過措置を設けており、証券機構は引き続き譲渡収入の 15%で取得原価を算定し、個人所得税を源泉徴収することができます。留意すべき点は、上記二つの状況はあくまで個人所得税の源泉徴収段階における異なる取り扱いにすぎず、個人の譲渡制限持分譲渡の納税額はいずれも実際の譲渡収入と実際の取得原価に基づいて計算する必要があるということです。源泉徴収された個人所得税額が不足する場合、個人は譲渡の翌年 6 月 30 日までに確定申告を行い、不足分を追納しなければなりません。源泉徴収された個人所得税が納税額を超過し、還付申請を行う場合には、確定申告を通じて還付申請を行うことができます。

3. 関連政策の統一化、多層的資本市場における税収ルールの整合性を促進

167 号通達、70 号通達、108 号通達などに基づく個人の譲渡制限持分譲渡に係る徴税政策は、上海・深セン証券取引所の上場会社の譲渡制限持分を適用対象としていました。その後、全国中小企業持分譲渡システム（以下、「新三板」）及び北京証券取引所（以下、「北交所」）の設立・発展に伴い、新三板上場会社及び北交所上場会社の持分に係る個人所得税政策及び徴収管理規定は、主に上海・深セン証券取引所の上場会社に係る関連政策を参照する形をとってきたものの、一定の差異も存在していました。例えば、「財政部 国家税務総局 証監会 個人の全国中小企業持分譲渡系統上場会社における持分譲渡に係る個人所得税政策の問題に関する通知」[8]（財税[2018]137 号。以下、「137 号通達」）の規定によると、新三板上場会社の課税対象となる原始株には、個人が新三板上場会社の上場前に取得した持分及びその上場前に派生した持分無償割当分だけでなく、上場後に派生した持分無償割当分も含まれます。また、137 号通達は同時に、個人が新三板上場会社の原始株を譲

渡する場合の具体的な徴収管理方法は 167 号通達及び 70 号通達の規定を参照して適用することを明確化しました。北交所の設立後、「財政部 国家税務総局　北京証券取引所の税収政策適用問題に関する公告」[9]（財政部 国家税務総局公告［2021］33 号）により、北交所上場会社の個人所得税に関する政策は、当面の間新三板の関連徴税規定を暫定的に適用することとされました。

今回の 26 号公告は、上海・深セン証券取引所における上場会社の課税対象譲渡制限持分の範囲及び徴税管理制度を調整・整備した上で、個人による上海・深セン証券取引所上場会社の譲渡制限持分、新三板上場会社及び北交所上場会社の原始株の譲渡について、26 号公告に従って統一して適用することを明確化し、異なる資本市場セグメントにおける個人所得税の税収ルールをより整合的なものとしました。

PwC のインサイト

26 号公告は上場会社の譲渡制限持分の課税範囲を整備し、譲渡制限持分及びそれに派生する持分無償割当分に統一的な徴税ルールを適用することで、税収の一貫性をより向上させました。26 号公告の適用対象となる譲渡制限持分には、167 号通達第 2 条の「持分改革譲渡制限持分」及び「新持分譲渡制限持分」のほか、70 号公告第 1 条に規定する個人がその他の方式で取得した譲渡制限持分も含まれます。また、26 号公告は「持分登記日」を起点として、譲渡制限持分の制限解除後に派生し、かつ公告施行後に登記を行った持分無償割当分を政策の適用範囲に含め、公告施行前にすでに登記を完了した持分無償割当分については、遡及規定を設けていません。

留意すべき点として、26 号公告の規定が一致しない条項がある場合を除き、既存の譲渡制限持分に関する個人所得税政策の規定は依然として有効となります。例えば、個人が異なる取得原価で段階的に取得した譲渡制限持分は、加重平均法により 1 株当たりの取得原価を計算しなければならないこと、また譲渡制限持分と流通持分を同時に保有する個人が上場会社持分を譲渡する場合、譲渡制限持分優先の原則（すなわち、譲渡制限持分を先に譲渡したとみなす）に従い、その持分譲渡所得を計算する必要があることなどが挙げられます。26 号公告の施行後、個人が譲渡制限持分と流通持分を同時に保有し、譲渡制限持分の制限解除前後に複数回の持分無償割当が発生し、かつ公告施行日をまたいで持分登記を行った場合などの状況においては、個人所得税の処理が複雑化する可能性があります。

26 号公告は、初回申告の強化、個人所得税における源泉徴収方法の調整及び確定申告の要件の明確化を通じて、個人の上場会社譲渡制限持分の譲渡に係る個人所得税の徴収管理規定を整備した上で、納税者が実際の譲渡収入及び取得原価に基づいて納税額を計算し、法に従った納税義務を履行することを促進しています。個人が譲渡制限持分を譲渡する場合の確定申告期限は翌年 6 月 30 日であり、個人所得税の総合所得年度確定申告期限と同時期となっており、納税者が納税年度の各課税所得を全面的に整理した上で、資料・証憑を収集して、規定どおりに個人所得税の確定申告を行うための便宜が図られています。

二. 外国籍個人の配当金に係る個人所得税政策の変化とインサイト

27 号公告によると、外国籍個人が外商投資企業から受領する配当金所得は「利子、配当金、剰余金に係る所得」として、20%の税率を適用して個人所得税を納付することとされています。これにより、「財政部 国家税務総局 個人所得税の若干政策問題に関する通知」[10]（財税字[1994]20 号）において、外国籍個人が当該所得を取得する場合に適用されていた暫定免税政策は同時に廃止されました。27 号公告は、配当金を支払う企業が源泉徴収義務を履行すべきであることを明確化し、企業が源泉徴収義務を履行しない場合には、外国籍個人が自己申告義務を履行すべきであることを規定しています。27 号公告の施行に伴い、国内法の観点からは、個人が国内非上場会社から受領する配当金所得の税務処理は統一化され、個人の国籍や身分又は企業の性質を問わず、いずれも国内源泉の配当金所得として 20%の税率で個人所得税を納付することとなります。

PwC のインサイト

国内企業から配当金を受領する外国籍個人は、租税条約の適用を受け、条約における「配当」条項に規定している優遇税率をもって中国の個人所得税を納付する機会を得られる可能性があります。留意すべき点として、中国が異なる条約締結国と締結した租税条約の条項はそれぞれ異なるため、納税者は特定の租税条約における条項の要件を満たし、かつ関連する政策の規定を満たして初めて租税条約上の優遇を享受できるということです。個人所得税の納税者にとって、「外国籍」個人は中国個人所得税法上の非居住者個人と必ずしも同義ではありません。外国籍個人が、中国及び条約相手国における税務上の居住者に重複して該当する場合、租税条約における税務上の居住者判定は比較的複雑になる可能性があります。

また、個人が租税条約上の優遇を享受する場合は、「国家税務総局『非居住者納税者の租税条約待遇享受管理弁法』の公布に関する公告」[11]（国家税務総局公告[2019]35 号）の規定に従い、源泉徴収義務者に対して「非居住者納税者の租税条約待遇享受情報報告書」を自発的に提出し、居住者国の税務機関が発行した税務上の居住者身分証明書及びその他の関連資料を保管する必要があります。

まとめ

個人による上場会社譲渡制限持分の譲渡に係る個人所得税政策、及び外国籍個人が外商投資企業から配当金を受領する際の免税政策は、いずれも比較的早い時期に制定された政策です。今回公布された 26 号公告及び 27 号公告は、社会経済の発展に伴う変化や過去の税収実務を踏まえ、関連政策の調整・整備を行い、税収の一貫性と公平性が向上しました。その一方で、個人所得税の徴収管理メカニズムの継続的な最適化・向上を目指すという側面もあり、資本所得における個人所得税のコンプライアンスに対してより高い要求を提起しています。

26 号公告の施行に伴い、上場予定企業及びその個人株主は、譲渡制限持分の取得原価の計算及び申告に向けた準備を適切に前倒しで行う必要性に留意する必要があります。証券登記決算会社に持分の初回登記を申請する際には、個人株主の譲渡制限持分の取得原価を遅滞なく正確に申告し、将来の売却時に譲渡収入全額から個人所得税が源泉徴収されることによる資金的な圧力を回避することを推奨いたします。また、既存の譲渡制限持分を保有する個人株主は、早期に譲渡制限持分の取得原価を整理するとともに、詳細な資料を保管し、確定申告の要件を重視すべきでしょう。特に、売却が発生し、かつ実際の譲渡原価が初回申告時の取得原価又は譲渡収入の 15%で算定された譲渡原価を下回る場合、譲渡の翌年 6 月 30 日までに上場会社が所在する地域の主管税務機関に確定申告を行い、税務コンプライアンスを確保する必要があります。

外商投資企業は、外国籍個人株主を企業の個人所得税源泉徴収管理に組み入れ、規定に基づいて源泉徴収義務を履行して、源泉徴収漏れによる企業の税務リスクを回避することに留意すべきでしょう。また、企業は速やかに外国籍個人株主に政策変更を伝達し、コンプライアンス上の要求事項を周知するよう推奨いたします。そして、個人株主が租税条約上の優遇を享受できる条件を満たすと自ら判断する場合、配当支払企業との協議・調整を通じて適時に情報の発信及び資料の収集を行い、「自ら判断し、申告することにより享受して、関連資料を保管し備え置く」方式により、租税条約上の優遇を享受すべきでしょう。

注釈

1. 「上場会社譲渡制限持分の譲渡に係る個人所得税政策の規範化に関する公告」（財政部 国家税務総局 中国証監会公告［2026］26 号
 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5252027/content.htm
2. 「外国籍個人の配当金に係る個人所得税政策に関する事項の公告」（財政部 国家税務総局公告［2026］27 号）
 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5252107/content.html
3. 「財政部 国家税務総局 証監会 個人の上場会社譲渡制限持分の譲渡所得に対する個人所得税徴収の問題に関する通知」（財税［2009］167 号）
 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5203570/content.html
4. 「国家税務総局 譲渡制限持分の譲渡所得に係る個人所得税の徴収管理業務の徹底に関する通知」（国税発［2010］8 号）
 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5194128/content.html
5. 「財政部 国家税務総局 証監会 個人の上場会社譲渡制限持分の譲渡所得に対する個人所得税の徴収に係る問題に関する追加通知」（財税［2010］70 号）
 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5203604/content.html

6. 「財政部 国家税務総局　証券機構の技術及び制度準備完了後における個人の上場会社譲渡制限持分の譲渡に係る個人所得税の問題に関する通知」（財税［2011］108 号）
https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5203800/content.html
7. 「国家税務総局 財政部 中国証監会　個人の上場会社譲渡制限持分の譲渡所得に係る個人所得税の関連徴税管理サービス事項のさらなる整備に関する公告」（国家税務総局 財政部 中国証監会公告［2024］14 号）
https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5237400/content.html
8. 財政部 国家税務総局 証監会　個人の全国中小企業持分譲渡系統上場会社における持分譲渡に係る個人所得税政策の問題に関する通知」（財税［2018］137 号）
https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5202370/content.html
9. 「財政部 国家税務総局　北京証券取引所の税収政策適用問題に関する公告」（財政部 国家税務総局公告［2021］33 号）
https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5202074/content.html
10. 「財政部 国家税務総局　個人所得税の若干政策問題に関する通知」（財税字［1994］20 号）
https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5202580/content.html
11. 「国家税務総局『非居住者納税者の租税条約待遇享受管理弁法』の公布に関する公告」（国家税務総局公告［2019］35 号）
https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5194891/content.html

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響などについてご質問などがございましたら、下記の**PwC中国税務・ビジネスコンサルティングチーム**担当者まで随時ご連絡ください。

原遵華
PwC 中国税務主管パートナー
+86 (21) 2323 3495
jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鵬
PwC 中国税務市場主管パートナー
+86 (10) 6533 3415
p.guo@cn.pwc.com

陳志希
PwC 中国北部税務主管パートナー
+86 (10) 6533 2022
rex.c.chan@cn.pwc.com

朱虹
PwC 中国内地中部税務主管パートナー
+86 (21) 2323 3071
ray.zhu@cn.pwc.com

何潤恒
PwC 中国南部税務主管パートナー
+852 2289 3026
rex.ho@hk.pwc.com

人材及び税務コンサルティングサービス
張健菁
PwC 中国人材及び税務コンサルティングサービス
主管パートナー
+86 (21) 2323 3031
jane.kc.cheung@cn.pwc.com

北部
曹煒
PwC 中国内地人材及び税務コンサルティングサービス
パートナー
+86 (10) 6533 3008
wenny.cao@cn.pwc.com

中国税務・ビジネスニュースフラッシュ

本稿では、中国又は中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2026 年 9 月 10 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港特別行政区の PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービスにより作成されたものです。**PwC 中国税務政策サービス**は専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行又は検討中の中国、香港特別行政区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍

TEL: +86 (10) 6533 3103

long.ma@cn.pwc.com

関連する最新のビジネス問題のソリューションは、中国のウェブサイト（http://www.pwccn.com）又は香港特別行政区のウェブサイト（http://www.pwchk.com）にてご覧いただけます。

© 2026 PwC。普華永道（PwC 中国）の許可なく配布することを禁じます。普華永道（PwC 中国）とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください：www.pwc.com/structure。

各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

pwc

新知
中国税务/商务专业服务

个人转让上市公司限售股及外籍个人股息红利最新税收政策

二零二六年九月
第十一期

摘要

2026 年 8 月 28 日，财政部、国家税务总局、中国证监会联合发布《关于规范转让上市公司限售股个人所得税政策的公告》[1]（财政部 税务总局 中国证监会公告[2026]26 号，以下简称“26 号公告”），完善个人转让上市公司限售股所得税政策及征管要求，统一市场规则。公告于当日开始实施。

9 月 1 日，财政部和国家税务总局发布《关于外籍个人股息红利个人所得税政策有关事项的公告》[2]（财政部 税务总局公告[2026]27 号，以下简称“27 号公告”），明确外籍个人从外商投资企业取得的股息红利所得暂免征收个人所得税的政策不再执行，相关所得按照“利息、股息、红利所得”缴纳个人所得税。公告于当日开始执行。

本期《中国税务/商务新知》将总结 26 号公告和 27 号公告的主要内容，并分享我们的观察。

详细内容

一、个人转让上市公司限售股所得税政策的变化与观察

2010 年，随着《财政部 国家税务总局 证监会关于个人转让上市公司限售股所得征收个人所得税有关问题的通知》[3]（财税[2009]167 号，以下简称“167 号文”）的实施，个人转让上市公司股票的税收规则基本明确，即个人转让上市公司限售股按照财产转让所得适用 20%税率征税、转让从公开发行和转让市场取得的上市公司股票（以下简称“流通股”）暂免征税。此后，《国家税务总局关于做好限售股转让所得个人所得税征收管理工作的通知》[4]（国税发[2010]8 号）、《财政部 国家税务总局 证监会关于个人转让上市公司限售股所得征收个人所得税有关问题的补充通知》[5]（财税[2010]70 号，以下简称“70 号文”）、《财政部 国家税务总局关于证券机构技术和制度准备完成后个人转让上市公司限售股有关个人所得税问题的通知》[6]（财税[2011]108 号，以下简称“108 号文”）、《国家税务总局 财政部 中国证监会关于进一步完善个人转让上市公司限售股所得个人所得税有关征管服务事项的公告》[7]（国家税务总局 财政部 中国证监会公告[2024]14 号）等陆续出台，细化税收政策，并随着证券机构技术和制度的完备优化征管规定，形成了转让上市公司限售股个税政策框架。近些年来，我国资本市场发展日渐成熟，个人参与度不断提升，此次 26 号公告的出台，对这一政策框架进行了系统性完善，从税收层面对个人转让上市公司限售股做出进一步规范。

1. 调整限售股征税范围，明确限售股及其孳生的送转股均为应税限售股

原政策框架下，上市公司应税限售股包括限售股及其在上市首日（或股权分置改革完成后股票复牌日）至解禁日期间孳生的送转股，不包括限售股解禁后孳生的送转股，个人转让后者时通常适用转让流通股的免税政策。同时，按照 70 号文的规定，限售股解禁前发生送、转、缩股的，限售股成本原值应按比例进行调整。

26 号公告对限售股的征税范围进行了调整，明确限售股在解禁日后孳生且在公告实施后办理股权登记的送转股属于应税限售股，个人转让时亦应按财产转让所得适用 20%税率缴纳个税。与此相应，公告完善了限售股发生送、转、缩股时的成本原值调整规则，不再区别解禁前或解禁后，确保了计税基础的完整性和连续性。

我们以下例简要说明新老政策下，个人转让上市公司限售股的个税处理变化。假设：

个人持有上市公司新股限售股 100 万股，成本原值 2 元/股；限售股解禁 15 个月后，上市公司以盈余公积转增资本，10 股转增 10 股，转股前股票市场价格 40 元/股，转股后市场价格 20 元/股，个人随即减持全部限售股（不考虑股票转让其他税费）。

	适用原政策		适用 26 号公告政策	
	原有限售股	转股新增限售股	原有限售股	转股新增限售股
限售股数量（a）	100 万股	100 万股	100 万股	100 万股
股票成本原值（b）	2 元/股	0 元/股（注 1）	1 元/股（注 2））	
减持：限售股数量（c）	100 万股	100 万股	100 万股	100 万股
市场价格（d）	20 元/股		20 元/股	
应税收入（e=c*d）	2000 万元	0（注 3）	2000 万元	2000 万元
成本原值（f=c*b）	200 万元	0	100 万元	100 万元
应纳税所得额（g=e-f）	1800 万元	0	1900 万元	1900 万元
应纳税额（h=g*20%）	360 万元	0	380 万元	380 万元
应纳税额合计	360 万元		760 万元	

注 1：根据 70 号文，解禁后发生转股，限售股成本原值不需要调整。

注 2：根据 26 号公告，解禁后发生转股，限售股成本原值按比例进行调整，调整后成本原值为每股 1 元，即（100 万股*2 元）/（100 万股+100 万股）。

注 3：根据 167 号文，解禁后的转股不属于应税限售股，转让时适用免税政策。

2. 强化限售股成本原值初始申报，完善个税预扣清算机制

167 号文规定，纳税人未能提供完整、真实的限售股原值凭证，不能准确计算限售股原值的，一律按限售股转让收入的 15%核定限售股原值及合理税费。随着证券机构技术和制度准备的完成，108 号文明确了限售股成本原值的初始申报要求，2012 年 3 月 1 日及之后的新上市公司在向证券登记结算公司申请办理股份初始登记时一并申报由个人限售股股东提供的有关限售股成本原值详细资料，以及会计师事务所或税务师事务所对此出具的鉴证报告。

对确实无法提供有关成本原值资料和鉴证报告的情况，108 号文允许证券登记结算公司按规定以实际转让收入的 15%核定限售股转让成本，计算并扣缴股票转让所得个人所得税。个人取得限售股成本低于实际转让收入的 15%的情况下，如果未进行原值初始申报，转让时按照核定的转让成本计税，可能导致少缴个人所得税。

26 号公告强调了 108 号文规定的限售股成本原值初始申报要求，并对未依规申报的情形调整了个税预扣缴规则，明确了清算申报要求。个人转让限售股时，对公告实施后办理上市公司股份初始登记且未依规申报限售股成本原值的，证券机构不再适用按转让收入的 15%核定成本的方法，而需按转让收入全额适用 20%税率预扣缴个税；对公告实施前已办理初始登记但未申报成本原值的存量限售股，公告提供了过渡安排，证券机构可以继续按转让收入的 15%核定成本并预扣缴个税。需要注意的是，上述两种情形仅为个税预扣缴环节的不同处理，个人转让限售股的应纳税额均应按照实际转让收入与实际成本计算。预扣缴个税不足的，个人应在转让次年 6 月 30 日前办理清算申报，补缴税款；预扣缴个税超过应纳税额且申请退税的，可以通过清算申报申请退税。

3. 统一相关政策，推动多层次资本市场税收规则协同一致

以 167 号文、70 号文、108 号文等为核心的个人转让限售股税收政策以沪深交易所上市公司限售股为适用对象。此后，随着全国中小企业股份转让系统（以下简称“新三板”）和北京证券交易所（以下简称“北交所”）的设立发展，新三板挂牌公司和北交所上市公司股票个税政策和征管规定以参照沪深交易所上市公司相关政策为主，但也存在一定差异。比如，根据《财政部 税务总局 证监会关于个人转让全国中小企业股份转让系统挂牌公司股票有关个人所得税政策的通知》[8]（财税[2018]137 号，以下简称“137 号文”）的规定，新三板挂牌公司应税原始股不仅包括个人在新三板挂牌公司挂牌前取得的股票及其在挂牌前孳生的送转股，也包括其在挂牌后孳生的送转股；137 号文同时明确个人转让新三板挂牌公司原始股的具体征管办法参照 167 号文和 70 号文的规定执行。北交所设立后，根据《财政部 税务总局关于北京证券交易所税收政策适用问题的公告》[9]（财政部 税务总局公告[2021]33 号），北交所上市公司相关个税政策暂按新三板相关税收规定执行。

此次 26 号公告在调整完善沪深交易所上市公司应税限售股范围和征管机制的基础上，明确了个人转让沪深交易所上市公司限售股、新三板挂牌公司和北交所上市公司原始股统一依照 26 号公告执行，不同资本市场板块的个人所得税税收规则更加协同一致。

普华永道观察：

26 号公告完善了上市公司限售股征税范围，确保限售股及其孳生的送转股适用统一的税收规则，提高了税收一致性。适用 26 号公告的限售股除了 167 号文第二条中的“股改限售股”和“新股限售股”，亦包括 70 号公告第一条规定的个人通过其他方式取得的限售股。此外，以“股权登记日”为划分时点，26 号公告将限售股解禁后孳生且在公告实施后办理股权登记的送转股纳入政策适用范围，对公告实施前已完成股权登记的送转股未做追溯规定。

需要注意的是，除了与 26 号公告规定不一致的条款，原有限售股相关个税政策中的规定仍然有效。比如，个人分次以不同成本取得限售股应按照加权平均法计算每股成本原值；同时持有限售股和流通股的个人转让上市公司股票应按照限售股优先原则（即视同先转让限售股）计算其股票转让所得等。26 号公告实施后，个人同时持有限售股和流通股、在限售股解禁前后发生多次送转股且跨越公告实施日办理股权登记等情形下，个人所得税的处理可能较为复杂。

26 号公告通过强化源头申报、调整个税预扣缴方法并明确清算要求，完善了个人转让上市公司限售股的个税征管规定，引导纳税人按照实际转让收入与实际成本计算应纳税额，依法履行纳税义务。个人转让限售

股的清算申报期限为次年 6 月 30 日，与个人所得税综合所得年度汇算清缴期限同步，为纳税人全面整理纳税年度各项应税所得，归集资料凭证，依规办理个税汇算清算提供了便利。

二、外籍个人股息红利个人所得税政策的变化与观察

根据 27 号公告，外籍个人从外商投资企业取得的股息红利所得按照“利息、股息、红利所得”适用 20%税率缴纳个税，《财政部 国家税务总局关于个人所得税若干政策问题的通知》[10]（财税字[1994]20 号）中关于外籍个人取得该项所得暂免征税政策同时废止。公告明确了支付股息红利的企业应履行扣缴义务；支付企业未履行扣缴义务的，外籍个人应履行自行申报义务。随着 27 号公告的执行，从国内法角度，个人从境内非上市公司取得的股息红利所得的税务处理趋于一致，即不区分个人国籍身份或企业性质，均作为来源于境内的股息红利所得按 20%税率缴纳个税。

普华永道观察：

从境内企业取得股息红利的外籍个人可能有机会适用税收协定，按照协定中“股息”条款规定的优惠税率缴纳中国个人所得税。需要注意的是，我国与不同缔约国签订的税收协定条款不尽相同，纳税人必须满足特定税收协定的条款条件，并符合相关政策规定，方可享受协定待遇。对个人纳税人来说，“外籍”个人并不等同于中国个人所得税法下的非居民个人，如果外籍个人构成中国和协定缔约国对方的双重税务居民，其在税收协定下的税务居民身份可能涉及较为复杂的判定。

此外，个人享受税收协定待遇应按照《国家税务总局关于发布<非居民纳税人享受协定待遇管理办法>的公告》[11]（国家税务总局公告[2019]35 号）的规定，主动向扣缴义务人提交《非居民纳税人享受协定待遇信息报告表》，并留存居民国税务机关开具的税收居民身份证明及其他相关资料备查。

注意要点

个人转让上市公司限售股个税政策及外籍个人从外商投资企业取得股息红利免税政策都是出台相对较早的政策，最新发布的 26 号公告和 27 号公告一方面基于社会经济发展变化和过往税收实践，对相关政策进行了调整完善，提升税收一致性和公平性；另一方面体现了个人所得税征管机制的持续优化提升，也对资本性所得的个税合规提出更高的要求。

随着 26 号公告的实施，拟上市公司及其个人股东需关注并适当前置限售股成本核算与鉴证工作，确保在向证券登记结算公司申请办理股份初始登记时，及时准确申报个人股东限售股成本原值，以避免未来减持时按转让收入全额预扣个税带来资金压力。持有存量限售股的个人股东应尽早梳理限售股成本并留存详细

资料，重视清算申报要求，特别是发生减持且实际转让成本低于初始申报成本原值或按转让收入的 15%核定的转让成本的，应在转让次年 6 月 30 日前向上市公司所在地主管税务机关办理清算申报，确保税务合规。

外商投资企业应将外籍个人股东纳入企业的个人所得税扣缴管理，以确保依规履行扣缴义务，避免因应扣未扣导致的企业税务风险。同时，建议企业尽快向外籍个人股东传递政策变化，提示合规要求。个人股东自行判断符合享受协定待遇条件的，应与股息支付企业沟通协调，及时提交信息、归集资料，按照“自行判断、申报享受、相关资料留存备查”的方式享受协定待遇。

注释

1. 《财政部 税务总局 中国证监会关于规范转让上市公司限售股个人所得税政策的公告》（财政部 税务总局 中国证监会公告[2026]26 号）
 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5252027/content.html
2. 《财政部 税务总局关于外籍个人股息红利个人所得税政策有关事项的公告》（财政部 税务总局公告[2026]27 号）
 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5252107/content.html
3. 《财政部 国家税务总局 证监会关于个人转让上市公司限售股所得征收个人所得税有关问题的通知》（财税[2009]167 号）
 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5203570/content.html
4. 《国家税务总局关于做好限售股转让所得个人所得税征收管理工作的通知》（国税发[2010]8 号）
 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5194128/content.html
5. 《财政部 国家税务总局 证监会关于个人转让上市公司限售股所得征收个人所得税有关问题的补充通知》（财税[2010]70 号）
 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5203604/content.html
6. 《财政部 国家税务总局关于证券机构技术和制度准备完成后个人转让上市公司限售股有关个人所得税问题的通知》（财税[2011]108 号）
 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5203800/content.html
7. 《国家税务总局 财政部 中国证监会关于进一步完善个人转让上市公司限售股所得个人所得税有关征管服务事项的公告》（国家税务总局 财政部 中国证监会公告[2024]14 号）
 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5237400/content.html

8. 《财政部 税务总局 证监会关于个人转让全国中小企业股份转让系统挂牌公司股票有关个人所得税政策的通知》（财税[2018]137 号）
 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5202370/content.html

9. 《财政部 税务总局关于北京证券交易所税收政策适用问题的公告》（财政部 税务总局公告[2021]33 号）
https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5202074/content.html

10. 《财政部 国家税务总局关于个人所得税若干政策问题的通知》（财税字[1994]20 号）
https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5202580/content.html

11. 《国家税务总局关于发布<非居民纳税人享受协定待遇管理办法>的公告》（国家税务总局公告[2019]35 号）
https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5194891/content.html

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道中国税务及商务咨询团队：**

原遵华
普华永道中国税务主管合伙人
+86 (21) 2323 3495
jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鹏
普华永道中国税务市场主管合伙人
+86 (10) 6533 3415
p.guo@cn.pwc.com

陈志希
普华永道中国内地北部税务主管合伙人
+86 (10) 6533 2022
rex.c.chan@cn.pwc.com

朱虹
普华永道中国内地中部税务主管合伙人
+86 (21) 2323 3071
ray.zhu@cn.pwc.com

何润恒
普华永道中国南部税务主管合伙人
+852 2289 3026
rex.ho@hk.pwc.com

人才与税务咨询服务团队：

张健菁
普华永道中国人才与税务咨询服务主管合伙人
+86 (21) 2323 3031
jane.kc.cheung@cn.pwc.com

北部

曹炜
普华永道中国内地人才与税务咨询服务合伙人
+86 (10) 6533 3008
wenny.cao@cn.pwc.com

新知
中国税务/商务专业服务

文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2026 年 9 月 10 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙

电话: +86 (10) 6533 3103

long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：http://www.pwccn.com 或 http://www.pwchk.com

© 2026 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。

每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。